

訓子府町森林環境保全整備事業実施要綱

令和3年3月19日 訓令第6号

第1 目的

この要綱は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条の規定に基づき訓子府町に譲与される森林環境譲与税を活用し、森林施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

訓子府町森林環境保全整備事業(以下「本事業」という。)の事業内容は、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に定める森林経営計画の認定を受けた者(北海道及び市町村を除く。)が施業の集約化を通じて施業の低コスト化を図りつつ、当該森林経営計画に基づき実施する間伐とする。

第3 町の助成

町は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、訓子府町森林環境保全整備事業補助金交付要綱等に基づき、その一部を事業主体に補助するものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行し、令和3年4月1日以後に着手した事業について適用する。